

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用実態と課題・有効性等について

明治大学専門職大学院法務研究科教授／弁護士 平田 厚

1 判断能力が不十分な人に対する支援の必要性 ← 権利擁護センターすてっぷの経験から

(1) 日常生活における権利侵害の危険性 ～ 「たたかうアドボカシー」

- ① 悪徳商法・訪問販売による被害
- ② 親族や知人による年金の搾取

(2) 福祉サービス利用支援の必要性 ～ 「ささえるアドボカシー」

- ① 利用契約のための意思決定の支援
- ② 利用契約中の苦情申立て等の支援

2 成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の利用実態

(1) 制度構築当初の理念

- ① 成年後見制度: 主として法律家(弁護士・司法書士)による財産管理支援
 …… 社会福祉士による民法 858 条の身上配慮を意識した支援方法の確立の重要性
- ② 地域福祉権利擁護事業: 福祉の専門家による日常生活支援
 …… 地域で対象者を見守る。

(2) 制度利用実態の変遷

- ① 成年後見制度の受皿構築の遅れ → 地域福祉権利擁護事業の若干無理な利用継続
- ② 成年後見制度の活性化と安定性 → 地域福祉権利擁護事業の謙抑性と適正化
- ③ 両制度の受皿の飽和化現象 → 両制度ともニーズに追いつけない状況の出現
- ④ 成年後見制度利用促進とコロナによる利用停滞

3 成年後見制度の課題・有効性

(1) 増加するニーズへの対処

- ① 申立件数の増加傾向。成年後見開始審判申立は、すでに平成 18 年度から、年間2万件を超える状態になっており、横ばい状況。いわゆる“天井効果”かもしれない。事件数は累積していく傾向が顕著。
- ② 成年後見人による不祥事に対し、家庭裁判所だけで監督機能を果たすことが可能か問題。不祥事事件での人間関係や被害金額も広がりを見せている。
- ③ 受皿をどうやって確保するかという課題と不祥事事件にどう対処するかという課題とに答えていかなければならない。二律背反の課題。不祥事を恐れれば受皿の範囲は狭くなるし、受皿を広げていくと不祥事に目が届かない。

(2) 専門職後見人への依存体制の見直し

- ① 第三者後見人の増加傾向。各職能団体の積極的な取り組みによる成果。しかし、職能団体による努力も限界。
- ② 成年後見制度利用促進の方向性: 家裁・専門職・家族の共働による本人支援

4 地域福祉権利擁護事業の課題・有効性

(1) 契約による利用制度

- ① 本質: 自己決定権の尊重 ~ 本人意思を徹底して尊重する支援
- ② 限界: 法定後見への移行の困難性: 申立人・費用・受皿の確保

(2) 契約制度による自己決定権の保障

- ① 契約締結能力の確認: 必要条件 ~ 契約締結審査会でチェック
- ② 事業利用意思の確認: 十分条件 ~ 契約締結審査会でチェック

(3) 契約制度であることからの限界

- ① 判断能力がなくなったら継続できない。
- ② 本人が利用意思を有しなければ、支援を開始できない。
- ③ 入所契約の支援は、この事業で代理することはできない。

(4) 事業の状況と課題

- ① 地域福祉権利擁護事業も年々実利用者数(契約件数)も累積しており、この基盤自体もだんだん飽和状態に近付いている。今まで、だいたい毎年4,000件の新規契約数があり、毎年1,000件の終了案件があるため、毎年3,000件の純増となっている。
- ② 支援付きの自己決定の尊重という趣旨には最も適合する制度である。しかし、基盤整備が不十分で忙しくなってしまうと、おのずからパターンリズムが生じてしまう。愚行権は保障されるか?ということも課題。